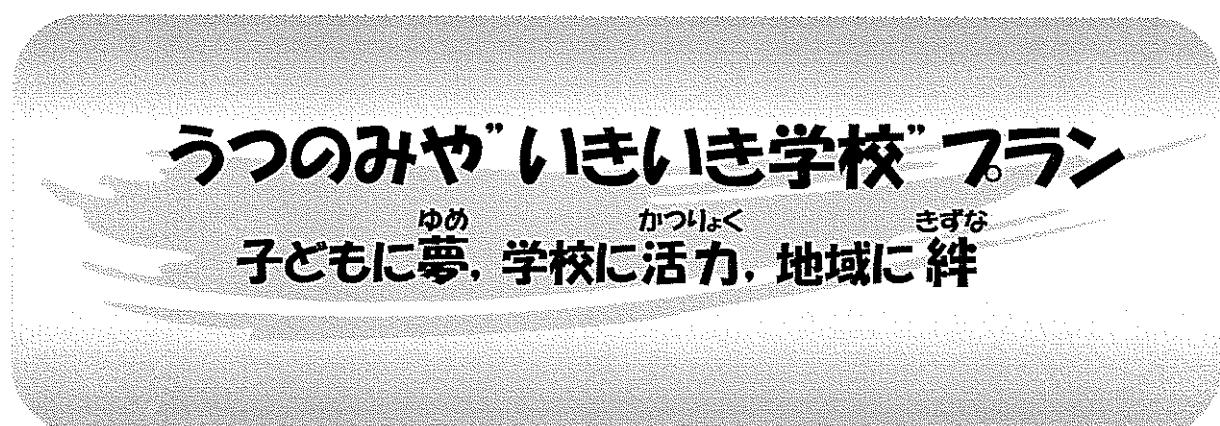


宇都宮市学校教育推進計画(平成23年度改定)



うつのみや“いきいき学校”プラン

ゆめ かつりょく きずな
子どもに夢、学校に活力、地域に絆



平成24年2月
宇都宮市教育委員会



目 次

第 1 章 計画の概要	1
1 計画策定の目的及び改定の必要性	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の対象	2
4 計画の期間	2
5 計画の構成	3
第 2 章 学校教育の現状と課題	4
1 学校教育を取り巻く社会情勢	4
2 国の教育政策の動向	5
3 少年期の課題と学校教育の役割（宮っこ未来ビジョンより）	7
4 市民の学校教育に関する意識	8
5 本市の小・中学校の現状（計画前期の指標等を踏まえて）	9
6 これからの学校教育の課題	11
第 3 章 基本理念・基本方針及び基本目標	12
1 基本理念	12
2 基本方針	13
3 基本目標	14
第 4 章 計画の展開	15
1 施策・事業の体系	16
2 施策・事業の展開	18
第 5 章 計画の推進にあたって	53
1 児童生徒、保護者、地域・企業の皆様へ	53
2 計画の実現に向けて	54
資料編	55
1 本市の小・中学校の現状	55
2 改定の経過	64

第1章 計画の概要

1 計画策定の目的及び改定の必要性

〔策定の目的〕

心豊かでたくましく生きる人づくりを推進するための指針として平成17年9月に策定された「宮っこ未来ビジョン」を踏まえ、本市学校教育の理念や基本方針及び基本目標、施策・事業等を明らかにし、豊かな心と健やかな体をもち、創造性や共生の精神を備えた宮っ子を育む教育活動の展開と、新しい時代にふさわしい学校づくりを進める目的として、平成18年1月に宇都宮市学校教育推進計画（うつのみや「いきいき学校」プラン）を策定いたしました。

〔改定の必要性〕

本市では、平成18年度から23年度までの期間、上記計画に基づき、学校、家庭・地域等が連携しながら、様々な取組を推進し、知・徳・体のバランスのとれた子どもの育成に努めてまいりました。

平成18年12月、教育基本法が約60年振りに改正され、21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成を目指すという観点から、これからの中の教育の新しい理念が定められたことや、教育基本法を受け学校教育法において、新たに義務教育の目標が規定されるとともに、その内容を踏まえて、文部科学省は、学習指導要領の改訂を行いました。

本市におきましては、すべての子どもたちに確かな学力、豊かな心、健康・体力などを着実に身に付けさせるとともに、子ども一人一人が充実した学校生活を送ることができるよう義務教育9年間を見通した「小中一貫教育」を平成24年度より全小中学校で実施いたします。

また、地域の方々や、自然、文化、伝統など高い価値をもつ教育資源を子どもの学びに生かすとともに、大人も子どもも学びを深める「地域学校園」^{※1}を推進いたします。

こうした国の法改正等や本市の教育制度改革が行われたことから、本計画の見直しが求められ、計画の一部を改定することとなりました。

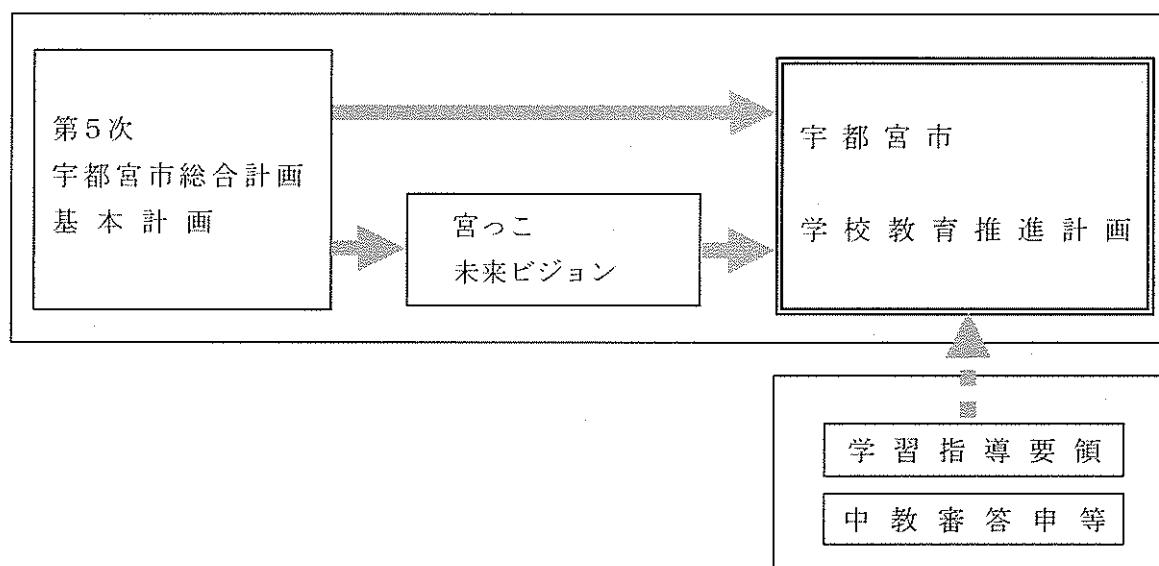
※1 地域学校園……中学校区ごとに、小中一貫教育に連携して取り組む小・中学校と、家庭・地域・企業が一体となって、地域総ぐるみで人づくりを進める取組の名称です。

2 計画の位置付け

この計画は、本市の基本計画である「第5次宇都宮市総合計画基本計画」の分野別計画「市民の学ぶ意欲と豊かなこころを育むために」のうち、「信頼される学校教育を推進する」に基づく計画であるとともに、本市の人づくりを推進するための指針として策定された「宮っこ未来ビジョン」の個別計画です。

また、学習指導要領、中央教育審議会答申等を踏まえた、本市における学校教育の充実向上に関する計画です。

図1



3 計画の対象

この計画は、宇都宮市立の小学校及び中学校における学校教育全般を対象とします。

ここには、学校教育の充実向上に係る家庭・地域等との連携・協力などの内容も含まれます。

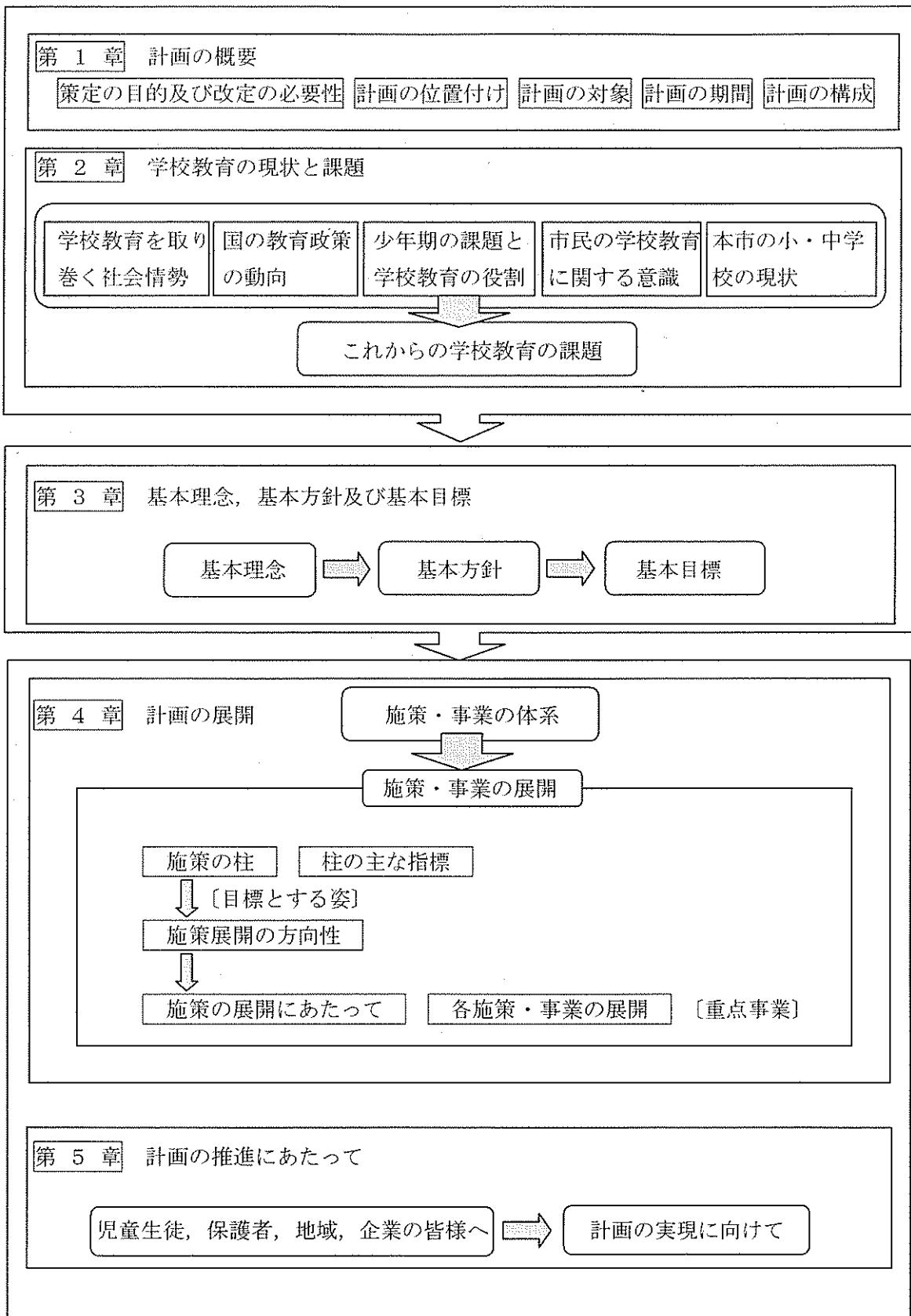
4 計画の期間

平成18年度から平成28年度までの11か年計画とします。(平成24年2月改定)
ただし、大幅な制度改革があった場合などには、必要に応じて見直しを図ります。

5 計画の構成

計画は、下図のとおり、第1章から第5章までの5つの章からなっています。

図2



第2章 学校教育の現状と課題

1 学校教育を取り巻く社会情勢

これからの中学校教育の在り方を考える上では、子どもや学校を取り巻く社会情勢と、それに伴って必要となる対応を的確にとらえておく必要があります。

〔グローバル化の進展〕

大量の資本や人、商品、情報などが国境を越えて容易に移動する国際化が進展し、様々な国の人々と接する機会が増えるとともに、国際競争と国際分業が加速しています。このような社会では、自国の文化はもとより、異なる文化を理解し尊重する共生の精神や、国際社会に通用する思考力やコミュニケーション能力などが求められています。

〔高度情報化の進展〕

インターネット、携帯電話等の発達と普及により、高度情報通信ネットワーク社会が到来しております。このような社会では、個人が主体的に情報を収集・処理・判断・発信するなどの情報活用能力や、情報モラルを身に付けていくことが求められています。

〔少子・高齢社会の到来〕

少子化の進行の中で、集団生活の体験が不十分な子どもの増加や、親の子育て経験の不足などが懸念されます。このような状況の中、子どもに社会性を育てることや、家庭・地域の教育力を高めることが求められています。また、高齢社会を迎える、互いにつながり合う社会を築いていく必要が高まっています。

〔科学技術の発展〕

科学技術の発展に伴い、生産の過程や操作が自動化されるなど便利さが追求されています。このような状況の中、ものづくりの重要性を再認識し、技術を伝え習得させることはもとより、緻密さへのこだわりや忍耐強さ、ものの美しさを大切にする感性、チームワークを大切にする態度を養うことが一層大切になっています。

〔環境問題・防災への関心の高まり〕

地球環境問題や資源・エネルギー問題は、今後一層深刻化すると考えられ、世界各国共通の課題となっています。また、大規模な自然災害が、我が国を含め世界各地で起きています。その解決に向けて、一人一人が環境保全や防災に主体的に取り組み、持続可能な社会を構築することが求められています。

〔価値観の多様化〕

価値観の多様化、個性化が進む中で、従来の「社会の常識」が通用しなくなり、個人主義のはき違えや、社会環境の悪化などの影響から、規範意識の低下が指摘されています。このような状況の中、社会生活を送る上で必要な最低限の規範意識を発達の段階に応じて確実に身に付けさせることが重要です。

2 国の教育政策の動向

〔「子どもたちの現状と課題」について〕

平成20年1月の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」においては、児童生徒の現状と課題を以下のように捉えています。

- ・ 児童生徒の学力の状況について、各種調査の結果からは、基礎的・基本的な知識・技能の習得については、全体としては一定の成果が認められる。しかし、思考力・判断力・表現力等を問う読解力や記述式の問題に課題がある。また、学習意欲やねばり強く課題に取り組む態度自体に個人差が広がっているなどの課題がある。
- ・ 小1プロブレムや学級崩壊などに見られるような自制心や規範意識の希薄化、生活習慣の確立が不十分であることや問題行動等、いじめやいじめによる子どもの自殺など児童生徒の心の状況に課題がある。また、自分に自信のある児童生徒が国際的に見て少なく、学習や将来の生活に対して無気力であったり、不安を感じたりしているとともに、人間関係の形成が困難かつ不得手になっている。
- ・ 児童生徒の心身の発達については、社会環境や生活様式の変化が様々な影響を与え、児童生徒の体力水準が全体として低下しているとともに、個人差が広がっているなどの課題がある。

〔「学習指導要領改訂の基本的な考え方」について〕

また、同答申においては、教育基本法の改正等や現在の児童生徒の課題を踏まえ、学習指導要領改訂の基本的な考え方として以下のことを示しています。

- ・ 改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂
- ・ 「生きる力」という理念の共有
- ・ 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- ・ 思考力・判断力・表現力等の育成
- ・ 確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
- ・ 学習意欲の向上や学習習慣の確立
- ・ 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

〔「教育条件の整備等」について〕

さらに、教育条件の整備等として、以下のことを重視しています。

- ・ 教職員定数の改善
- ・ 教師が子どもたちと向き合う時間確保のための諸方策
(外部人材の活用、教師の事務負担の軽減、ＩＣＴ環境の整備、学校の組織力の向上)
- ・ 効果的・効率的な指導のための諸方策
(指導方法の改善、教師の資質向上、教科書や学校図書館の充実 など)

〔国の教育政策等の動向について〕

文部科学省では、平成18年12月の教育基本法の改正後、平成19年6月には、学校教育法等いわゆる教育三法の改正を行い、中央教育審議会の審議・答申などを経て、平成20年3月には、新学習指導要領を告示しました。概要を以下に示します。

【平成18年12月】 教育基本法の改正

「人格の完成」や「個人の尊厳」など、これまでの教育基本法に掲げられてきた普遍的な理念は大切にしつつ、知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間、公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民、我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成を目指した新しい時代の教育の基本理念を明示しました。

【平成19年 6月】 教育三法の改正

○ 学校教育法の改正

- ・ 改正教育基本法の新しい教育理念を踏まえ、新たに義務教育の目標を定めるとともに、幼稚園から大学までの各学校種の目的・目標を見直しました。
- ・ 学校に副校长等の新しい職を置くことができることとし、組織としての学校の力を強化しました。

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正

- ・ 教育における国、教育委員会の責任を明確にし、保護者が安心して子どもを学校に預けうる体制を構築しました。

○ 教育職員免許法及び教育公務員特例法の改正

- ・ 教員免許更新制を導入し、あわせて指導が不適切な教員の人事管理を厳格化し、教員に対する信頼を確立する仕組みを構築しました。

【平成20年 1月】 中央教育審議会答申

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」

学習指導要領改訂の基本的な考え方として、改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂、「生きる力」という理念の共有、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保、学習意欲の向上や学習習慣の確立、豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実、を示しました。

【平成20年 3月】 小・中学校学習指導要領改訂

上記中央教育審議会答申を踏まえ、教育内容の主な改善事項として、言語活動の充実、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実、体験活動の充実、外国語教育の充実、などを示しました。

3

少年期の課題と学校教育の役割（宮っこ未来ビジョンより）

『宮っこ未来ビジョン』（平成17年9月）においては、「少年期の学び」「少年期の問題点」及び「小・中学校の役割」を以下のようにとらえています。

〔少年期（おおむね6～15歳未満）の学び〕

【夢と希望と自信をはぐくむ】

家族との人間関係から学校・家庭での人間関係へと広がりを見せる時期です。

この時期には、仲間と協力していく手法を習得したり、知的で好奇心旺盛な活動により、試行錯誤しながらも主体的に物事に取り組み自力解決する力を身に付けたりすることで、自分への信頼や自己肯定感を深めることが大切です。

また、自分への信頼や自己肯定感をもとに、未来に夢と希望をもって、様々なことに挑戦していく時期でもあります。

〔現在の少年期における主な問題点〕

- ・よりよい人間関係を形成する力が低下しています。
- ・進んで学んだり、活動したりする意欲が低下しています。
- ・我慢する力や粘り強く物事に取り組む姿勢が不足しています。
- ・体力が低下しています。

〔小・中学校の主な役割〕

- ・確かな学力や豊かな人間性、健康・体力などの「生きる力」の育成に努めます。
- ・社会や周囲の人々に配慮した判断力や自律心を身に付けさせます。
- ・奉仕活動などの社会体験を通して、奉仕の精神や職業観・勤労観の育成に努めます。
- ・乳幼児や高齢者等との交流により、生命尊重の気持ちをもたせる教育を充実させます。
- ・スポーツに積極的に取り組む姿勢と「食」に関する自己管理能力の育成に努めます。

4 市民の学校教育に関する意識

市民の学校教育に関する意識について、本市が実施した「市政に関する世論調査」（平成22年7月）から、次のようなことが明らかになりました。

〔本市の教育行政・学校教育に対する市民の満足度〕

宇都宮市の好きな理由として、「子どもを育てる環境が整っている」ことをあげる市民は約5%にとどまっているとともに、「信頼される学校教育を推進している」という質問に対する市民の満足度は約33%であり、小・中学校教育の一層の質の向上が求められています。

〔様々な教育施策についての市民の重要性の認識〕

小・中学校が実施している様々な教育について、「重要」または「やや重要」と回答した市民は、それぞれ以下のような割合でした。

- ・「学力向上の推進」・・・・・・・・・・・・・・・・ 約74%
- ・「豊かな人間性と健やかな体の育成」 ・・・・・・・・ 約78%
- ・「地域と連携した独自性のある学校経営の推進」 ・・・・ 約66%
- ・「教育環境の充実」 ・・・・・・・・・・・・ 約68%
- ・「特別支援教育の充実」 ・・・・・・・・・・・・ 約71%
- ・「高い指導力と情熱をもつ教職員の育成」 ・・・・ 約72%

〔様々な教育施策についての市民の満足度〕

小・中学校が実施している様々な教育について、「満足」または「やや満足」と回答した市民は、それぞれ以下のような割合でした。

- ・「学力向上の推進」 ・・・・・・・・・・・・ 約17%
- ・「豊かな人間性と健やかな体の育成」 ・・・・・・・・ 約22%
- ・「地域と連携した独自性のある学校経営の推進」 ・・・・ 約22%
- ・「教育環境の充実」 ・・・・・・・・・・・・ 約26%
- ・「特別支援教育の充実」 ・・・・・・・・・・・・ 約19%
- ・「高い指導力と情熱をもつ教職員の育成」 ・・・・ 約13%

〔今後の課題〕

市民の重要性の認識と満足度から今後の課題として、「重要性-満足度」のポイントの高い項目（差が50ポイント以上）をあげると以下となりました。

- 1 「高い指導力と情熱をもつ教職員の育成」 ・・・・・・・・ 約59%
- 2 「学力向上の推進」 ・・・・・・・・・・・・ 約57%
- 3 「豊かな人間性と健やかな体の育成」 ・・・・・・・・ 約56%
- 4 「特別支援教育の充実」 ・・・・・・・・・・・・ 約52%

5 本市の小・中学校の現状（計画前期の指標等を踏まえて）

本推進計画においては、これまで、各施策・事業を展開する中で、指標を設定しながら「目標とする姿」の実現状況を評価し、小・中学校の教育の充実を図ってきました。

以下、本市の学校教育の現状について、計画前期の指標として設定された様々な調査の結果や、児童生徒の実態及び学校の取組状況の分析などを基に概要を述べていきます。（詳細については、「資料編」を参照ください。）

【児童生徒の主な現状】

- ・ 学習内容定着度調査では、各教科とも正答率80%以上の生徒の割合が目標値を上回るか又は近づいており成果が見られるが、正答率50%未満の生徒が存在している。（図3参照）
- ・ いじめ及び暴力行為は減少傾向にあるものの、児童生徒の問題行動は依然として深刻な状況にある。（図4・5参照）
- ・ 自らの健康や安全を守るために適切な意思決定や行動ができる能力が十分に身に付いていない。
- ・ 互いの意思や感情を伝え合う力、集団で生活する上で必要な規範意識など、豊かな人間関係を築く力が十分に備わっていない。

図3 計画前期(最近5年間)の学習内容定着度調査の正答率別の推移(中学校3年生英語)

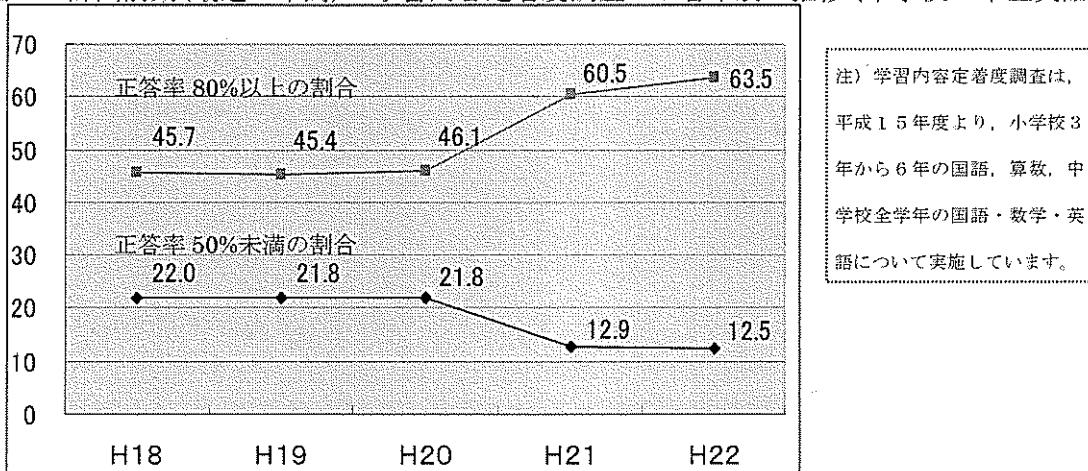


図4 本市小・中学校の計画前期のいじめの認知件数(件)と解消率(%)

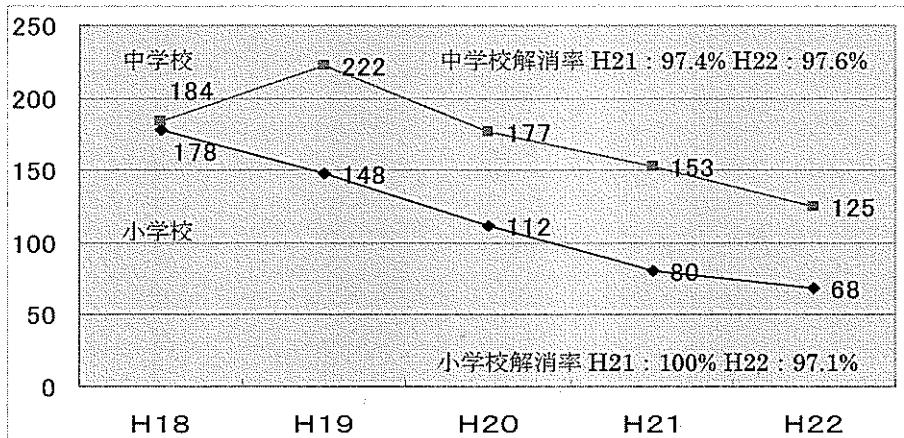
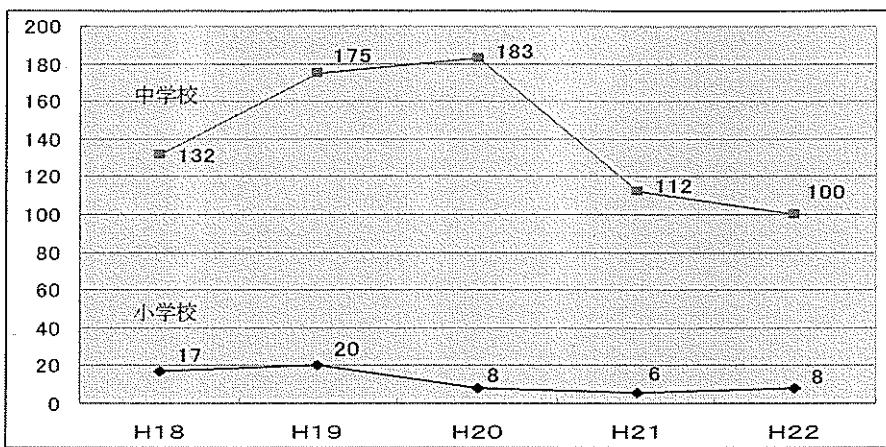


図5 計画前期の暴力行為（%）

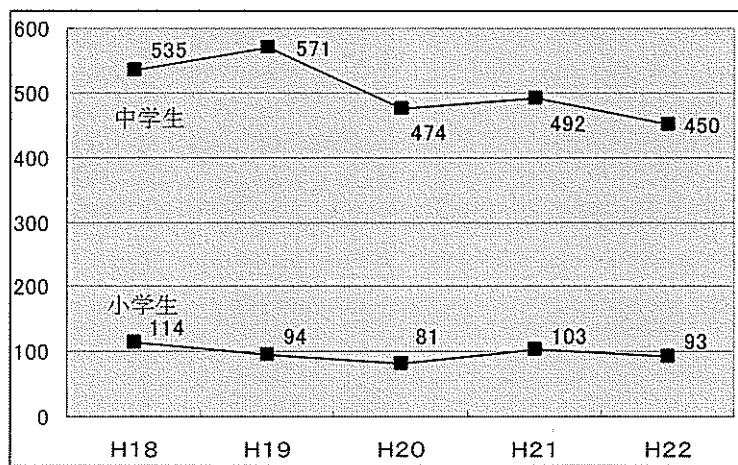


注) 暴力行為には、対教師暴力・生徒間暴力・対人暴力・器物破損が含まれます。

〔指導体制の主な現状〕

- 不登校児童生徒は目標どおり減少せず、中学入学時後に大幅に増加している。また、様々な障害をもつ児童生徒や、日本語習得が十分でない外国人児童生徒への対応など、教育的ニーズが多様化している。小中一貫教育における小・中間の指導の円滑な接続により、学校生活への適応を図っていく必要がある。(図6参照)
- 教職員には、児童生徒の知的好奇心を高めながら、指導内容を一人一人に確実に理解させ、思考力等を向上させることのできる授業力を高めることや、児童生徒、保護者などとの信頼関係の構築が求められている。

図6 本市小・中学校の計画前期の不登校児童生徒数（人）



注) 不登校児童生徒数とは、病気・けが・家庭の事情を除く理由で、年間30日以上欠席した児童生徒数のことです。

〔教育環境・教育システムの主な現状〕

- 地域人材の協力を得た指導など、地域と連携した教育の展開が推進されており、今後、地域学校園を基に、つながりを一層深めることが求められる。
- 各学校が特色ある学校づくりを進めているが、取組の方針などに、小・中一貫教育に関する視点等の位置付けを一層充実させることが必要である。
- 児童生徒が安心して学習・生活ができる安全な学校づくりが急務である。
- 本市の実情に応じ、校舎・体育館の耐震化、ICT環境の整備等に取り組んでいる。など

6

これからの学校教育の課題

本章で述べてきた「学校教育を取り巻く社会情勢」「国の教育政策の動向」「少年期の課題と学校教育の役割」「市民の学校教育に関する意識」「本市の小・中学校の現状」等を踏まえ、これからの学校教育の在り方を考えていく上での課題を整理すると、以下のようになります。

(1) 新たな学校教育を創造する理念の明確化

- ◆ 未来を担う子どもを育むため、新しい時代にふさわしい学校教育の実現を目指す理念や方針の明確化が求められている



- | | |
|----|--|
| 課題 | <input type="radio"/> 自信をもち共に生きるために必要な力を身に付けた子どもの育成
<input type="radio"/> 保護者や地域の方々から信頼される魅力のある学校づくりの推進 |
|----|--|

(2) 「生きる力」を育成する教育の推進

- ◆ これまで大切にされ、これからの時代においても必要とされる、生きていく上で基礎・基本となる力を育てる教育の展開が求められている



- | | |
|----|---|
| 課題 | <input type="radio"/> 確かな学力、健康・体力を育む教育の充実
<input type="radio"/> 豊かな心や社会性を育む教育の充実
<input type="radio"/> 将来への希望と今日的課題に対応する力を育む教育の展開 |
|----|---|

(3) 特に配慮を要する児童生徒への指導と教職員の資質の向上

- ◆ 特に配慮が必要な児童生徒への適切な指導とともに、教職員の使命感や専門性等を高め信頼を得ることが求められている



- | | |
|----|---|
| 課題 | <input type="radio"/> 特別支援教育などの指導体制の整備
<input type="radio"/> 教職員の資質の向上 |
|----|---|

(4) 学校運営の改善と教育環境の整備充実

- ◆ 今後の学校教育の方向性を見据えた学校運営改善のための積極的な取組、教育環境の整備・充実が求められている



- | | |
|----|---|
| 課題 | <input type="radio"/> 自主・自律し、地域と連携した学校づくりの推進
<input type="radio"/> 適切な人的配置と安全・快適な施設・設備の整備・充実
<input type="radio"/> 新たな学校教育に向けた研究の推進 |
|----|---|

第3章 基本理念・基本方針及び基本目標

1

基本理念

未来を拓くたくましい宮っ子を、
活力ある学校が、地域と共に育みます。

未来を拓く

たくましい宮っ子

未来を拓くたくましい宮っ子とは、生きていく上での基礎・基本を身に付け、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体をもち、創造性と共生の精神を發揮しながら、自らの夢に向かって力強く歩み続けることができる児童生徒です。

活力ある学校

活力ある学校とは、教育目標の実現のために、主体性をもち、創意工夫ある教育活動を積極的に展開するとともに、保護者や地域と一体になって教育の充実に努める、活気に満ちた学校です。

宇都宮市は、このような基本理念に基づき、21世紀を生きる児童生徒に必要な能力や態度を育むため、教育内容の充実、学校運営の改善、教育環境の整備、新たな学校教育システムの構築等に努め、新しい時代にふさわしい学校教育を進めます。

2

基本方針

基本方針 1

「自信」と「共に生きる力」を育む学びの創造

すべての児童生徒が、未来に向かって力強く歩み続けることができるようするためには、今までの学校教育が大切にしてきたものを今後とも重視しながら、小・中学校の教育を一貫し義務教育9年間を通して、身に付けるべき基礎・基本をしっかりと身に付けさせるとともに、これから社会の変化にも十分に対応できる力を育む教育が必要です。さらに、夢をもてなかつたり、自己を見失つたりする若者が見られる現状において、自分のよさや可能性への自覚を深めるとともに、人権やモラル等を尊重して生きる態度を育てる教育活動の展開が重要となっています。

そこで、児童生徒に「自信」と「共に生きる力」を育むことを目指して、自然、文化、産業、さらには多様な人材や施設などを有効に生かしながら、教育活動の工夫・改善を行い、児童生徒のための豊かな学びを創造し実践します。

基本方針 2

「信頼」と「魅力」のある学校づくりの推進

新学習指導要領や本市小中一貫教育が実施される中で、各学校が実情に応じた特色ある教育活動を展開するためには、すべての児童生徒が共に認め合いながら生活することができる学校づくりが求められているとともに、教職員一人一人の資質向上のための総合的な人材育成システムを推進する必要があります。

また、これからの中学校には、保護者や地域住民に開かれた学校運営をしていくことが望まれており、「地域はみんなの学校」を目指して「地域学校園」を推進し、学校と家庭・地域が一体となった取組を展開していくことが不可欠となっています。

そこで、「信頼」と「魅力」のある学校となるため、各学校が主体的に創意工夫のある教育を実践することはもとより、学校・家庭・地域等との連携を更に強化し、相互に支え合う協力体制を大切にするとともに、行政もその役割を的確に果たし、教職員の資質向上と学校の指導体制や教育環境の充実を図ることにより、よりよい学校づくりを推進します。

3

基本目標

1

児童生徒に確かな学力と共に未来を切り拓く力を育む

2

児童生徒に人を思いやり地域を愛する心を育む

3

児童生徒に健康を大切にし元気に生活する態度を育む

4

特に配慮が必要な児童生徒への指導体制を強化する

5

教師が高い指導力と情熱をもって児童生徒と向き合う

6

地域と共に学校づくりを進める

7

充実した学校教育の実現を支える

第4章 計画の展開

施策・事業の体系

(1)、(2) 施策展開の方向性 ①、② 施策・事業 ※ 重点施策・事業

基本方針1
「自信」と「共に生きる力」を育む学びの創造

施策の柱 1 確かな学力と共に未来を切り拓く力の育成

- (1) 小・中学校9年間の学びを一貫した学習指導の推進
 - ※①学校教育スタンダードに基づく目標の明確化
 - ※②小・中学校の連続した学習指導の推進
- (2) 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等を育む各教科指導の充実
 - ①教員の指導力の向上
 - ※②一人一人に応じた学習指導の推進
- (3) 今日的な課題に対応する力を育む教育の充実
 - ※①コミュニケーション能力を高める学習の充実
 - ②国際理解教育の推進
 - ③情報モラルや情報活用能力の育成
- (4) 将来への希望を育む教育の充実
 - ※①宮未来キャリア教育に基づく学習活動の展開

施策の柱 2 人を思いやり、地域を愛する心の育成

- (1) 人を思いやる心や社会性を育む教育の充実
 - ※①心を育む教育活動の展開
 - ②社会性を伸ばす児童生徒指導の推進
 - ③共に活動する喜びを味わう教育活動の充実
- (2) 郷土への愛着や社会に貢献する態度を育む教育の推進
 - ※①郷土との関わりを深める教育活動の推進
 - ②地域の自然・歴史や社会問題に学ぶ教育の充実
- (3) 豊かな感性を育む機会の充実
 - ①自然体験活動の推進
 - ②文化・芸術活動の推進
 - ※③学校図書館・読書活動の充実

施策の柱 3 健康を大切にし、元気に生活できる態度の育成

- (1) 元気な体をつくる教育の充実
 - ※①体力向上に関する指導の充実
 - ②部活動地域指導者活用事業の推進
- (2) 健康を大切にする態度を育てる教育の充実
 - ①保健教育の充実
 - ②健康・健康管理の推進
 - ③薬物乱用防止教育・性教育の充実
 - ④シックスクール対策の充実
- (3) 望ましい食習慣の確立を図る教育の充実
 - ※①給食指導・教科等の指導を通した食育の推進
 - ②家庭・地域への啓発
- (4) 自己の安全を守る能力を育む教育の充実
 - ①不審者や災害等に関する指導の充実
 - ②交通事故防止に関する指導の充実

基本方針2 「信頼」と「魅力」ある学校づくりの推進

施策の柱 4 特に配慮が必要な児童生徒への指導の強化

- (1) 特別支援教育に関する指導体制の強化
 - ①特別支援教育の啓発
 - ②特別支援教育体制の整備
 - ③教職員の専門性の向上
 - ※④幼稚園・保育園から中学校卒業までの一貫した支援を目指すための関係機関との連携
- (2) 不登校予防のための取組と不登校児童生徒への適応支援の充実
 - ①各学校における取組の推進
 - ※②小中連携による取組の強化
 - ③適応支援教室における支援の充実
- (3) 問題行動・非行への対応の強化
 - ※①問題行動対策の強化
 - ②学校・地域・関係機関との連携による指導の充実
- (4) 外国人児童生徒等への適応支援の充実
 - ※①外国人児童生徒への指導
 - ②外国人児童生徒の保護者への支援
 - ③国際理解教育の推進（再）

施策の柱 5 高い指導力と情熱をもつ教職員の配置と人材育成システムの推進

- (1) 教職員の資質向上を図る体制の整備
 - ①特色ある教育活動推進のための教職員の配置
 - ※②教職員の資質向上を図る制度の充実
 - ③大学との連携を図った教員養成段階などにおける人材育成
- (2) 指導力を高める教職員の研修・研究の充実
 - ※①センター研修の充実
 - ②校内研修等への支援の充実
 - ※③授業力向上のための各種事業の推進
 - ④地域学校園内小・中学校教職員の連携
- (3) 様々な教育ニーズに応える人的配置の推進
 - ①指導助手等の配置
 - ※②学校図書館司書・学校栄養士等の配置

施策の柱 6 地域と共にに行う学校づくりの推進

- (1) 全市的な学校運営・教育内容の充実
 - ※①教育水準の一層の向上
 - ②学校運営・教育活動の改善・充実に向けた支援
- (2) 自主・自律した学校運営の推進
 - ①各学校における特色ある学校づくりの推進
 - ※②地域学校園を生かした学校運営の推進
- (3) 地域・家庭とのつながりを深める学校づくりの推進
 - ※①「地域はみんなの学校」の推進
 - ②家庭との連携の強化

施策の柱 7 充実した学校教育実現のための支援

- (1) 安全で快適な教育環境の充実
 - ※①安全な学校施設の整備と充実
 - ②登下校の安全のための体制整備
 - ③快適な教室・設備の整備と充実
 - ※④I C T 環境の整備と充実
 - ⑤事務の標準化・効率化の推進
- (2) 新たな学校教育に向けた積極的な取組の推進
 - ①研究学校の指定と成果の活用
 - ②人材育成に関する調査・研究
 - ③教育内容に関する調査・研究

2

施策・事業の展開

施策の柱1

確かな学力と共に未来を切り拓く力の育成

【目標とする姿】

- (1) 児童生徒は、自らの目標や課題をもって、学習や生活をしています。
- (2) 児童生徒は、学び合うことを大切にしながら、基礎・基本を身に付け、主体的に学習に取り組んでいます。
- (3) 児童生徒は、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や能力、読解力、情報モラル、情報活用能力を身に付けています。
- (4) 児童生徒は、働くことの尊さを理解し、望ましい勤労観・職業観を身に付け、将来への夢と希望をもって意欲的に生活しています。児童生徒が、学ぶ意欲、基礎的な学力、豊かな創造性などを身に付け、自分自身に自信をもって学習や生活をしています。

【柱の主な指標】

指 標 名	現 状 (平22)	目 標 (平28)
学習内容定着度調査の中3生徒の正答率（実施教科国・数・英）	<p>[国語]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 80%以上 57.9% ・ 50%未満 5.9% <p>[数学]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 80%以上 69.3% ・ 50%未満 14.1% <p>[英語]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 80%以上 63.5% ・ 50%未満 12.5% 	<p>[国語]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 80%以上 72% ・ 50%未満 3% <p>[数学]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 80%以上 80% ・ 50%未満 7% <p>[英語]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 80%以上 79% ・ 50%未満 6%

指 標 名	現 状 (平22)	目 標 (平28)
「将来の進路や職業について希望をもって学習している」と回答した中3生徒の割合	74.7%	85%

施策の柱1 確かな学力と共に未来を切り拓く力の育成**施策展開の方向性****(1) 小・中学校9年間の学びを一貫した学習指導の推進****【施策の展開にあたって】**

児童生徒が、常に、自らの目標や課題をもって学習や生活ができるよう、小・中学校9年間で児童生徒が身に付けるべき資質・能力などを目標として設定するとともに、小学校と中学校の指導をつなぎ、連続させた学習指導を推進します。

【各施策・事業の展開】**【1-(1)-①】**

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
重点 学校教育スタンダードに基づく目標の明確化	児童生徒に、義務教育9年間を通して身に付けるべき学力を保障するため、知・徳・体の視点から、身に付けてほしい知識・技能や能力・態度などを具体的な到達目標として分かりやすく示します。また、目標実現に向けて、すべての小・中学校が共通に取り組むことを明らかにした上で、学習指導を推進します。

【1-(1)-②】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
重点 小・中学校の連続した学習指導の推進	児童生徒が確かな学力を確実に身に付けられるよう義務教育9年間を通した一貫性のあるカリキュラムを作成するとともに、毎年度、地域学校園単位で児童生徒や地域の実態を踏まえて改善しながら活用します。 また、小・中教員の「相互乗り入れ授業」は、小中学校がつながりを深めるための取組であり、子どもの中学校進学前や進学後の不安解消を目指すとともに、児童生徒の学力の向上に向けて、授業の進め方などの教職員の相互理解を深めます。

施策の柱1 確かな学力と共に未来を切り拓く力の育成

施策展開の方向性

(2) 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等を育む 各教科指導の充実

〔施策の展開にあたって〕

児童生徒が、基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等を身に付け、主体的に学習できるよう、学習状況などを的確に把握した上で、各教科の授業において、友達との学び合いとともに一人一人に応じた学習指導を充実させます。

〔各施策・事業の展開〕

【1-(2)-①】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
教員の指導力の向上	<p>児童生徒が学習内容を確実に身に付けているかを「学習内容定着度調査」で確認するとともに、調査結果を踏まえ、指導の改善点や対策等を指導資料として示します。また、学校においては、調査結果の分析により、児童生徒一人一人の学習内容の定着度に応じた指導を行うとともに、自校の実態を的確に把握し、指導資料を活用するなどして指導の工夫・改善を図ります。</p> <p>併せて、思考力・判断力・表現力等の育成を図るため、学んだことを関連付けたり、友達同士で比較・検討したりするなどして、主体的に問題を追究し解決していく学習を充実させます。</p> <p>また、「総合訪問」等では、教科に関する授業研究会を開催し、公開された授業について指導主事と教員が具体的に協議を行うことにより、教員一人一人の教科指導力の向上を図ります。</p>

【1-(2)-②】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
重点 一人一人に応じた 学習指導の推進	<p>児童生徒一人一人に対応したきめ細かな指導ができるよう、少人数指導、指導助手等を有効に活用した習熟度別学習やチーム・ティーチングなどを、児童生徒の発達の段階や各教科の学習内容に応じて効果的に取り入れ、学校における指導の充実を図ります。</p> <p>また、学習習慣を身に付けさせるとともに学習内容の定着を図るため、「魅力ある学校づくり地域協議会」や「宮っ子ステーション」などを活用して放課後等における宿題支援や補充的学習支援を行います。</p>

施策の柱1 確かな学力と共に未来を切り拓く力の育成

施策展開の方向性

(3) 今日的な課題に対応する力を育む教育の充実

〔施策の展開にあたって〕

児童生徒が直接的な対話などを通して自他の考え方や気持ちを的確に伝え合えるよう、コミュニケーション能力を高める学習活動の充実を図るとともに、進展する国際化に対応する力を身に付けるため、国際理解教育の推進に努めます。また、情報社会に対応した力を身に付けさせるため、情報教育の推進を図ります。

〔各施策・事業の展開〕

【1-(3)-①】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
重点 コミュニケーション能力を高める学習の充実	児童生徒のコミュニケーション力を高めるため、各教科等の授業において、自他の意思や感情を伝えたり受け止めたり、自分の考えを分かりやすく表現したりする話し合い活動など、言語活動の充実を図ります。 また、小中一貫教育の展開において、小学校第1学年から中学校第1学年においては、本市独自の教科「会話科」を導入・実施しながら、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる指導を工夫します。

【1-(3)-②】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
国際理解教育の推進	児童生徒が、自国や外国の文化に対する理解を深めるとともに、国際理解教育を推進するため、各中学校に外国語指導助手（ALT）の配置を行い、外国語によるコミュニケーション能力を身に付ける指導が充実するよう活用を図ります。また、小学校においては、ALTと交流する機会を通して、外国人と交流する楽しさを味わえるようにするとともに、会話科「英会話の時間」の充実を図ります。

【1-(3)-③】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
情報モラルや情報活用能力の向上	児童生徒に情報を適切に活用する能力を育てるため、「(仮称)学校ICT化推進基本計画」を策定し、学校のコンピュータ教室や普通教室における情報機器などを有効に活用して、児童生徒が自ら情報を取捨選択する学習活動や、情報モラルを身に付ける指導を充実します。

施策の柱1 確かな学力と共に未来を切り拓く力の育成

施策展開の方向性

(4) 将来への希望を育む教育の充実

〔施策の展開にあたって〕

児童生徒が、働くことの尊さを実感するとともに望ましい勤労観・職業観を身に付け、将来への夢と希望をもって生活できるようキャリア教育の推進を図ります。

〔各施策・事業の展開〕

【1-(4)-①】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
重点 宮未来キャリア 教育の充実	<p>児童生徒が、自己を見つめ、将来に対する夢や希望がもてるよう、小・中学校での宮未来キャリア教育を推進します。小学校においては、各教科等の学習や体験を通して、働くことの大切さを学ぶとともに、様々な職業への関心を高めます。中学校においては、職場体験等を通して働くことの尊さを実感できるよう、中学校2年の全生徒を対象とした「社会体験学習（宮っ子チャレンジウィーク）」を実施します。</p> <p>また、地域学校園単位で、街の先生等を活用して、働くことの意義への理解を深めたり、自己の生き方について考えたりするなどの学習を、総合的な学習の時間や特別活動などに位置付け、体験活動の充実を図ります。</p> <p>さらに、小中一貫教育の展開により、「小学校6年生による進学先の中学校訪問」を実施し、中学校生活への期待を高めるとともに、進学への不安軽減を図ります。</p>

施策の柱2

人を思いやり、地域を愛する心の育成

【目標とする姿】

- (1) 児童生徒は、共に活動する喜びを感じ、人を思いやる心や社会規範を守ろうとする態度を身に付けています。
- (2) 児童生徒は、郷土への愛着や社会への理解を深め、郷土や社会のために貢献しようとする態度を身に付けています。
- (3) 児童生徒は、地域の豊かな自然や優れた文化に触れるとともに、読書に親しみ、豊かな感性が育っています。

【柱の主な指標】

指標名	現状(平22)	目標(平28)
「誰に対しても、思いやりの心をもって接している」と回答した中3生徒の割合	83.5%	95%

施策の柱2 人を思いやり、地域を愛する心の育成

施策展開の方向性

(1) 人を思いやる心や社会性を育む教育の充実

〔施策の展開にあたって〕

児童生徒に、人を思いやる心や社会規範を守ろうとする態度、自他の生命や人権及び自国はもとより他国の異なる文化を大切にする心などを育み、豊かな人間性や社会性が身に付くよう、道徳教育や児童生徒指導の充実を図ります。

また、友だちとの関わりを通して共に感動を味わえるよう、集団宿泊活動や異年齢集団活動を推進します。

〔各施策・事業の展開〕

【2-(1)-①】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
重点 心を育む教育活動 推進事業の展開	<p>児童生徒に感性や道徳的価値を大切にする心を育てるため、義務教育9年間を通して宮っ子心の教育を展開するとともに、「宮っ子の誓い」を活用して思いやりの心やいたわりの気持ちの大切さを意識できるようにし、道徳教育の充実を図ります。</p> <p>各学校においては、児童生徒の共同体験活動、飼育・栽培活動などを実施し、自他の生命や人権を大切にする心を育むとともに、家庭においては、分担した仕事をやり遂げさせ褒めるなどして、児童生徒の自尊感情を育んでいきます。</p>

【2-(1)-②】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
社会性を伸ばす児童生徒指導の推進	<p>宮っ子心の教育の重点を、他者と共に生きる上で基本である規範意識に置き、児童生徒の社会性を育みます。</p> <p>各学校においては、「宮っ子の誓い」の活用や「いじめゼロ運動」の推進を図り、差別や偏見をしない公正・公平な態度の育成を図ります。</p> <p>また、情報社会の進展の中で、よりよいコミュニケーションのための判断力と心構えを育成するとともに、学校全体として、情報モラル教育を推進します。</p>

【2-(1)-③】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
共に活動する喜びを味わう教育活動の充実	<p>児童生徒に、望ましい集団活動を通して自主的・実践的な態度を育てるため、特別活動の充実を図ります。</p> <p>各学校においては、友だちと感動を共有できる体験や困難を乗り越えてやり遂げる体験など、豊かな体験活動を適切に位置付け、学級活動、児童会・生徒会活動、学校行事、クラブ活動を展開します。特に、集団宿泊学習として、小学5年生と中学1年生において「冒険活動教室」を実施します。</p> <p>また、小学校においては、幼稚園・保育園の園児との異年齢間交流活動などを行う「幼保小連携事業」を推進し、年少者への思いやりや自己への自信を育みます。</p>

施策の柱2 人を思いやり、地域を愛する心の育成

施策展開の方向性

(2) 郷土への愛着や社会に貢献する態度を育む教育の推進

〔施策の展開にあたって〕

児童生徒が、郷土への愛着を深めるとともに、郷土や社会のためにできることを進んで実践する態度を育むため、様々な交流活動や環境保全活動、奉仕活動などを通して、地域の方々から学ぶ機会を充実させます。

また、平和や環境、福祉などの社会問題についても正しい見方や考え方をもち、社会に積極的に参加しようとする態度を育みます。

〔各施策・事業の展開〕

【2-(2)-①】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
郷土との関わりを深める教育活動の推進	児童生徒が、児童会・生徒会活動や地域美化活動など地域学校園単位で様々な交流活動を実施するとともに、地域でのボランティア活動や行事に参加することを通して、園内の児童生徒との関わりを深めるとともに郷土への愛着を育みます。

【2-(2)-②】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
地域の自然・歴史や社会問題に学ぶ教育の充実	児童生徒が、横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、問題を解決する力や、学び方や考え方、各教科で習得した知識や技能を活用する力などを身に付けられるよう、総合的な学習の時間の充実に努めます。 学校では、地域の自然や歴史、伝統や文化についての調査・体験活動、環境やエネルギー問題、防災について調査・考察し実践的態度や行動力を高める活動、高齢者や障がい者との交流を通した福祉活動などを取り入れながら、創意工夫を生かした展開を図ります。

施策の柱2 人を思いやり、地域を愛する心の育成

施策展開の方向性

(3) 豊かな感性を育む機会の充実

【施策の展開にあたって】

児童生徒に、豊かな感性や幅広い見方・考え方を身に付けさせるため、豊かな自然や優れた文化に触れる機会を充実させるとともに、本を読むことの楽しさを味わえるようにし、読書の習慣化等を図ります。

【各施策・事業の展開】

【2-(3)-①】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
自然体験活動の推進	児童生徒に、自然体験や成功体験等の豊かな体験活動を通して、自らのよさを生かしながら学ぼうとする意欲、自主的な生活態度、協調性や忍耐力、望ましい人間関係、社会性などを育むため、小中一貫教育における活用期（小学校5年生及び中学1年生）に、冒険活動センターにおいて集団宿泊的行事「冒険活動教室」を実施します。

【2-(3)-②】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
文化・芸術活動の推進	日本の伝統芸能への関心を高める「ふれあい文化教室」や「宮っ子伝統文化体験教室」、本市の貴重な文化資源である百人一首を活用した「百人一首市民大会」を実施し、芸術・文化作品の鑑賞機会の充実を図るとともに、中学校文化部の活動の充実を図り、児童生徒の芸術・文化に対する意識の高揚を図ります。 また、児童生徒が地域の優れた文化に触れ親しむことができるよう、「うつのみや遺跡の広場」や「飛山城史跡公園」などの遺跡や、「宇都宮美術館」などの文化施設の整備・充実に努めます。学校においては、様々な学習を通して文化財や文化施設を有効に活用します。

【2-(3)-③】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
重点 学校図書館・読書活動の充実	児童生徒が数多くの本と出会い、読書の楽しさや素晴らしさを発見するとともに、豊かな感性を育むため、読書の幅を広げ、読書の質を高める取組を充実します。 また、学校図書館の蔵書や調べ学習のためのスペースなどの充実、南図書館など他の図書館とのネットワークの活用、地域学校園内の学校図書館司書の連携により、学習・情報センターとしての機能を充実します。

施策の柱3

健康を大切にし、元気に生活できる態度の育成

【目標とする姿】

- (1) 児童生徒は、運動の楽しさに触れ、生涯を通して運動に親しもうとする態度を備えるとともに、基礎的な体力を身に付けています。
- (2) 児童生徒は、自己の心身を大切にし、健康を適切に管理する態度を身に付けています。
- (3) 児童生徒は、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けています。
- (4) 児童生徒は、不審者や災害、交通事故などから身を守るための知識や態度を身に付け、安全に生活しています。

【柱の主な指標】

指 標 名	現 状 (平22)	目 標 (平28)
新体力テストの中3生徒の総合評価	[A段階(S段階を含む)] 19.5% [E段階] 4.9%	[A段階(S段階を含む)] 22% [E段階] 3.9%

指 標 名	現 状 (平22)	目 標 (平28)
「おはし※2 を正しく使って食事をしている」と回答した中3生徒の割合	84.3%	100%

※2 おはし……食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けている多様な状況の象徴として用いました。

施策の柱3 健康を大切にし、元気に生活できる態度の育成

施策展開の方向性

(1) 元気な体をつくる教育の充実

〔施策の展開にあたって〕

児童生徒が、運動の楽しさに触れ、運動に慣れ親しむ態度や、自己の体力の向上に努める意欲を高められるような指導を充実します。

また、専門的な知識や技術指導力を備えた地域の指導者を有効に活用し、運動部活動の教育的な意義が達成されるような活動を展開します。

〔各施策・事業の展開〕

【3-(1)-①】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
重点 体力向上に関する 指導の充実	<p>児童生徒が体力の向上を図り、生涯を通して元気に生活できるようにするため、全小・中学校で「元気アップ教育」及び「うつのみや元気っ子プロジェクト（宇都宮市体力向上推進計画）」を推進します。学校においては、「元気っ子健康体力チェック」の結果等を活用して指導内容の重点化を図るとともに、児童生徒が基礎的な体力の向上を図れるよう「うつのみや版ミニマム」や「うつのみや元気っ子チャレンジ」に取り組むとともに、学校での日常生活の中においても体力向上のための継続的な取組を推進します。また、児童生徒の体力を伸ばすことができるよう、実技指導者講習会等を活用して体育の指導法を工夫します。</p> <p>さらに、児童生徒が様々な運動に触れ親しむ機会の充実を図るため、県内4つのプロスポーツチームの選手などを各学校に派遣する「体力向上サポーター派遣事業」を行います。</p>

【3-(1)-②】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
部活動地域指導者 活用事業の推進	<p>希望する中学校に、専門的な知識や技術指導力を備えた地域人材を派遣する「部活動地域指導者活用事業」を推進します。また、部活動地域指導者の資質向上を目指し部活動地域指導者研修会を開催します。</p> <p>さらに、各中学校において、部活動の適切な運営や保護者の部活動に対する理解促進を目指し、「部活動指導者ハンドブック」や「部活動推奨リーフレット」を有効に活用します。</p>

施策の柱3 健康を大切にし、元気に生活できる態度の育成

施策展開の方向性

(2) 健康を大切にする態度を育てる教育の充実

【施策の展開にあたって】

児童生徒が、自己の健康を管理することができる能力・態度を身に付けられるよう、関係組織等との連携を図りながら、健康の保持増進を図る教育活動を展開します。

【各施策・事業の展開】

【3-(2)-①】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
保健教育の充実	<p>児童生徒の健康の保持増進を目指し「元気アップ教育」を推進します。学校においては、保健の授業の充実を図る他、全小学校の3年生において「歯の健康教室」を実施するなど保健指導の充実を図ります。</p> <p>また、地域学校園における養護教諭の連携や、家庭や関係機関との連携を強化することにより指導の充実に努めます。</p>

【3-(2)-②】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
健康・健康管理の推進	<p>児童生徒の健康の保持増進を図るため、定期健康診断の結果の活用、感染症の予防、学校環境衛生検査の実施や「心臓・腎臓検診委員会・結核対策委員会」の開催及び適切な事後措置などを、学校が家庭や専門機関と連携しながら行います。</p>

【3-(2)-③】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
薬物乱用防止教育・性教育の充実	<p>児童生徒の薬物乱用・飲酒・喫煙をなくすために、小中学校において、関係機関と連携を図った「薬物乱用防止教室」の充実を図るとともに、学校敷地内禁煙の徹底により、児童生徒にとって喫煙のない環境づくりに努め、禁煙教育を一層推進します。</p> <p>また、性に関する様々な問題に適切に対処できるよう、産婦人科医の協力による「性教育サポート事業」を全中学校の3年生で実施します。</p>

【3-(2)-④】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
シックスクール対策の充実	化学物質の低減を図り、健康的な学習環境を確保するため、「シックスクール問題対策マニュアル」を効果的に活用するとともに、保健教育の充実を図ることにより、シックスクール問題の理解・促進に努めます。

施策の柱3 健康を大切にし、元気に生活できる態度の育成

施策展開の方向性

(3) 望ましい食習慣の確立を図る教育の充実

〔施策の展開にあたって〕

児童生徒が、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けられるよう、学校での教育活動を通した食育の推進により、食に関する指導の充実を図るとともに、食に関する保護者の理解を深め、家庭や地域と連携した指導の展開を図ります。

〔各施策・事業の展開〕

【3-(3)-①】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
重点 給食指導・教科等の指導を通した食育の推進	<p>児童生徒が食についての理解を深め、好ましい人間関係を育み、望ましい食習慣を身に付けられるよう、「宮っこ、食べっこ、元気っこプラン（宇都宮市学校教育食育推進行動計画）」を推進し、給食や各教科等を関連させながら、栄養士による授業の実施、米飯給食を通した食育、食事マナー指導などの充実を図ります。</p> <p>さらに、地域学校園の学校栄養職員が連携することで、小中9年間を見通した食育を推進します。</p>

【3-(3)-②】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
家庭・地域への啓発	日頃の食生活を見直すとともに、食への興味・関心を高め、習得した知識を日常生活に生かせるよう、「宮っこ、食べっこ、元気っこプラン（宇都宮市学校教育食育推進行動計画）」を推進し、家庭や地域と連携しながら、「お弁当の日」や食育講演会・親子料理教室、「あなたのためのお弁当コンクール」などを実施し、学校と家庭が一体となった指導の充実を図ります。

施策の柱3 健康を大切にし、元気に生活できる態度の育成

施策展開の方向性

(4) 自己の安全を守る能力を育む教育の充実

〔施策の展開にあたって〕

児童生徒が、学校や家庭・地域で安全に生活できるよう、安全教育を推進します。

〔各施策・事業の展開〕

【3-(4)-①】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
不審者や災害等に関する指導の充実	児童生徒が災害や不審者に対する危険予測・危険回避能力を身に付けることができるよう、地域安全マップの作成・活用などにより生活全般における安全指導を徹底し、火災や大きな地震、不審者の侵入等を想定した危機管理マニュアルを整備するとともに、避難訓練を実施します。また、危険回避能力等を高める防犯教室等を計画的に実施します。

【3-(4)-②】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
交通事故防止に関する指導の充実	交通ルールやマナーを守り、安全に行動できる能力や態度を育成するため、学級活動等での安全指導の充実を図るとともに、各学校における交通安全教室を通して、正しい自転車の乗り方の指導や自転車乗車時のヘルメット着用の促進などを行い、交通事故防止に努めます。

施策の柱4

特に配慮が必要な児童生徒への指導の強化

【目標とする姿】

- (1) 各学校における組織的な対応や関係機関との連携によって、障がい等により特別な教育的支援が必要な児童生徒一人一人が、自信と意欲をもって学校生活を送っています。
- (2) 学校における不登校予防のための取組や、適応支援教室における学校・家庭との連携強化による不登校児童生徒への支援の一層の充実により、不登校児童生徒が減少しています。
- (3) 学校と家庭や地域、関係機関等との組織的な連携・協力体制の強化などにより、暴力行為やいじめなどが減少しています。
- (4) 外国人児童生徒等に対する日本語指導などの適応支援や保護者への支援が充実し、日本の児童生徒との交流が深まっています。

【柱の主な指標】

指 標 名	現 状 (平22)	目 標 (平28)
個別の指導計画等を有効活用して、特別支援教育を実践している学校の割合	96.8%	100%

指 標 名	現 状 (平22)	目 標 (平28)
不登校により年間30日以上欠席した生徒の割合	中学生 3.5%	中学生 2.7%

指 標 名	現 状 (平22)	目 標 (平28)
中学校でのいじめの解消率	中学校 97.6%	中学校 100%

指 標 名	現 状 (平22)	目 標 (平28)
日本語指導を受けている児童生徒の中で、学校生活に必要な初期日本語を習得できた児童生徒の割合	87.5%	90%

施策の柱4 特に配慮が必要な児童生徒への指導の強化

施策展開の方向性

(1) 特別支援教育に関する指導体制の強化

〔施策の展開にあたって〕

すべての児童生徒が、障がいの有無にかかわらず、自己の能力を最大限に発揮しながら、可能な限り同じ場で教育を受けることが求められていることから、特別な教育的支援が必要な児童生徒一人一人が、自信と意欲をもって学校生活を送れるよう、学校における支援体制を強化します。

また、児童生徒一人一人の自立や社会参加に向けた適切な支援を行うため、就学前や中学校卒業後の関係機関及び家庭との連携を充実します。

〔各施策・事業の展開〕

【4-(1)-①】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
特別支援教育の啓発	特別支援教育を更に推進していく上で、教職員だけでなく保護者や市民に、障がいの有無に関わらず、互いに人格と個性を尊重するなどの特別支援教育の考え方や発達障がいについての理解を促すために、「かがやきだより」や「豆だより」の発行、親学講座での講話の実施、中学校特別支援学級の写真教室や写真展の実施、「宮っこだより」や広報紙の活用等を通して、特別支援教育の啓発に努めます。

【4-(1)-②】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
特別支援教育体制の整備	通常の学級に在籍する学習や行動に困難性のある児童生徒への指導を充実させるために、特別支援教室担当者（「かがやきルーム」指導員）の配置を推進するとともに、特別支援教室（「かがやきルーム」）における指導の充実を図ります。

【4-(1)-③】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
教職員の専門性の向上	全校体制での特別支援教育を更に推進していくにあたって、全教職員が特別支援教育に視点を置いて児童生徒を理解し、授業を展開していくように、教職員の経験年数に即した特別支援教育に関する研修を充実させます。また、「教員マイスター制度」を活用したり、多くの教員が特別支援教育を経験するための人事異動を推進したりするなどして、特別支援学級担任並びに通級指導教室担当者の確保と資質の向上に努めます。

【4-(1)-④】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
重点 幼稚園・保育園から 中学校卒業までの 一貫した支援を 目指すための 関係機関との連携	「宇都宮市発達支援ネットワーク会議（かがやきネット）」において、医療、保健、福祉、教育及び就労等の関係機関の連携を強化していきます。また、幼稚園・保育園から中学校卒業までの一貫した支援を目指した個別の指導計画を継続的に作成・活用していきます。さらに、関係機関との情報の共有化を図り、特別な教育的ニーズのある児童生徒の理解を深めるために、「サポートファイルの活用」を図ります。

施策の柱4 特に配慮が必要な児童生徒への指導の強化

施策展開の方向性

(2) 不登校予防のための取組と不登校児童生徒への適応支援の充実

〔施策の展開にあたって〕

不登校予防のため、小・中学校における取組を強化します。

また、不登校児童生徒が、学校復帰や社会的自立が果たせるよう、きめ細かな支援を行うとともに、学校と家庭、適応支援教室間の連携を一層充実します。

〔各施策・事業の展開〕

【4-(2)-①】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
各学校における取組の推進	<p>児童生徒にとって居心地のよい学級となるよう、個々の児童生徒や学級集団の状態を把握するための「Q-U（楽しい学校生活を送るためにアンケート）」を有効活用し、学級経営の充実を図ります。</p> <p>また、教室に入れない児童生徒が、適切な支援を受けることができるよう、別室登校の校内支援体制を充実します。</p>

【4-(2)-②】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
重点 小中連携による取組の強化	<p>各地域学校圏において、児童生徒の共通理解や連携した支援がなされるよう、「不登校対策連絡会」を開催するとともに、スクールカウンセラーの有効活用を図ります。</p> <p>また、小・中教員の「相互乗り入れ授業」、「小学6年生の進学先中学校訪問」等により、不登校の中1ギャップ解消を目指します。</p>

【4-(2)-③】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
適応支援教室における支援の充実	適応支援教室において、不登校児童生徒が学校復帰や社会的自立に向けて新たな一步を踏み出すことができるよう、支援内容の充実と教育環境の整備に努めます。また、担任連絡会や保護者会等をとおして、学校や家庭との連携を強化し、支援の充実を図ります。

施策の柱4 特に配慮が必要な児童生徒への指導の強化

施策展開の方向性

(3) 問題行動・非行への対応の強化

【施策の展開にあたって】

暴力行為・いじめ・非行などをなくすため、学校と家庭や関係機関等との組織的な連携・協力体制を強化します。

【各施策・事業の展開】

【4-(3)-①】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
重点 問題行動対策の強化	<p>学校における問題行動対策の強化を目的として、「問題行動対策サポート事業」を実施し、指導員が定期的に学校を訪問し、個々の問題行動への的確な対応や個別指導の充実に向けた支援を行います。また、学校だけでは解決が困難な事案に対しては、サポートチームを編成し、関係機関との連携強化を図ります。</p> <p>いじめ問題に対しては、学校と家庭、地域が一体となっていじめ根絶を目指す「いじめゼロ運動」を推進し、ネットいじめ等に対しては、深刻な問題になる前の早期解決を目指します。</p>

【4-(3)-②】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
学校・地域・関係機関との連携による指導の充実	<p>児童生徒の健全育成及び問題行動・非行防止の基盤づくりに向けて、地域学校園内の小・中学校が「児童生徒指導強化連絡会」を開催し、一体となった取組を推進するとともに、学校と関係機関・団体等による「問題行動対策連絡会」を開催するなど、学校と地域・関係機関等との円滑な連携体制を構築します。</p>

施策の柱4 特別な支援が必要な児童生徒への指導体制の整備

施策展開の方向性

(4) 外国人児童生徒等への適応支援の充実

【施策の展開にあたって】

日本語での会話や読み書きなどが十分に行えない外国人児童生徒に対して、学校生活に適応できる日本語を習得させる指導を充実するとともに学校と保護者との連携・協力を深める取組を推進します。

【各施策・事業の展開】

【4-(4)-①】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
重点 外国人児童生徒 への指導	日本語の習得が十分でないことから、学校生活への適応について困難な状況が生じている外国人児童生徒等が、学校生活に必要な日本語を身に付けられるよう、「初期日本語指導教室」での通級指導及び学校への「日本語指導者派遣事業」により、母国語または日本語による日本語指導を行います。

【4-(4)-②】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
外国人児童生徒の 保護者への支援	学校での保護者会や教員と保護者の懇談、教育委員会における就学や特別支援教育での相談等に通訳者を派遣し、外国人児童生徒の保護者との共通理解を支援します。

【4-(4)-③】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
国際理解教育の 推進【再掲】	国籍を問わず児童生徒が互いを尊重して生活できるよう、外国の歴史への関心などの国際感覚を養うとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる国際理解教育を推進します。

施策の柱5

高い指導力と情熱をもつ教職員の配置と 人材育成システムの推進

【目標とする姿】

- (1) 教職員は、自己の職務を自覚し、強い使命感や情熱をもって日々の指導にあたり、児童生徒、保護者、地域の方々から頼られる存在となっています。
- (2) 教職員は、自己の目標を明確にして、本市独自の研修体制を有効に活用するとともに、相互に協力し切磋琢磨しながら、主体的に研鑽を重ねることにより、高い指導力と専門性を身に付けています。
- (3) 指導助手・学校図書館司書・学校栄養士などが効果的に配置されることにより、学習指導や児童生徒指導、特別支援教育や教育相談等、多様な教育的ニーズへの適切な対応が図られています。

【柱の主な指標】

指標名	現状(平22)	目標(平28)
「先生方は、大切なことをしっかりと教え、熱心に指導してくれる」と回答した児童生徒の割合	94.1%	100%

施策の柱5 高い指導力と情熱をもつ教職員の配置と人材育成システムの推進

施策展開の方向性

(1) 教職員の資質向上を図る体制の整備

〔施策の展開にあたって〕

本市学校教育の充実・発展に寄与できる高い指導力と情熱をもった教職員の育成のため、養成から採用、研修、評価等までを一貫した人材育成システムを構築し、各取組を推進します。

〔各施策・事業の展開〕

【5-(1)-①】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
特色ある教育活動 推進のための 教職員の配置	適材適所の人事配置を推進し学校の活性化を図るため、人事異動において、小・中学校間の人事交流や本市独自の「教職員公募制度」など、特色ある教育活動推進のための教職員の配置等を実施します。

【5-(1)-②】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
重点 教職員の資質向上 を図る制度の充実	教職員の能力開発を促し、資質能力、勤務意欲などの向上を図るため、目標管理を取り入れた「教員評価システム」を実施し、積極的に自己研鑽に励みながら、児童生徒、保護者、地域の方々との信頼関係を築き、教育の充実に努めます。また、教職員の意欲向上を図るとともに、学校教育の活性化を目指して、優れた授業を実践する教員を表彰する「授業の達人表彰制度」や教職員が教育改善に意欲的に取り組めるよう「教職員ひらめき提案制度」を実施します。さらに、心身ともに健康で、いきいきと職務に取り組めるよう「教職員いきいき面談」をはじめとしたメンタルヘルスケアなどの福利厚生の充実に努めます。

【5-(1)-③】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
大学との連携を 図った教員養成 段階などにおける 人材育成	学校教育の充実に資する人材を育成するために、学生ボランティアの活用や「教育実践インターンシップ」など大学生が学校教育に参加できる機会を拡大し、大学との連携を図った教職員の養成等を行います。

施策の柱5 高い指導力と情熱をもつ教職員の配置と人材育成システムの推進

施策展開の方向性

(2) 指導力を高める教職員の研修・研究の充実

〔施策の展開にあたって〕

人材育成システムを推進し、教職員が高い専門性と指導力を獲得できるよう、センター研修の内容の精選や重点化などを図ります。

また、校内における研修の活性化とともに、学校と市教育委員会及び小・中学校との連携を充実させながら、組織的に教員一人一人の授業力の向上を図ります。

〔各施策・事業の展開〕

【5-(2)-①】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
重点 センター研修の充実	経験年数に応じて教職員が到達すべき目標を達成できるよう、児童生徒や保護者に対する言葉遣いなど望ましい人間関係を築く資質や能力を高めることはもとより、教育的課題に関する時代の要請などを的確にとらえた本市独自の新たな教職員研修体系を構築し、高い専門性と指導力を備えた教職員の人材育成に努めます。特に、中堅・ベテラン教員対象にリーダーシップ、マネジメント力等管理職者としての能力育成を図る研修を充実するとともに、教職2年目から4年目までの教員対象の「若手教員育成システム」を含む初任者から教職10年目までの研修を体系化し、次世代を担う教員の育成を図ります。

【5-(2)-②】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
校内研修等への支援の充実	教員同士が実際の校務を通して、必要なことを学ぶ校内研修活性化の仕組みづくりを「校内研修サポート事業」等により推進します。また、教員全体の授業の質を高められるよう、研究学校へのサポートを充実させるなどして各学校の取組を支援します。

【5-(2)-③】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
重点 授業力向上のための各種事業の充実	教員の授業力向上のため、「授業力向上プロジェクト」や「授業実践力養成サポート事業」等により、教職員、指導主事による研究部会において課題解決のための具体策の検討などを行います。また、「教員マイスター制度」や「授業の達人表彰制度」により、専門性の高い教員の授業に関する技と知恵を、次世代の中核となる教員に継承していきます。

【5-(2)-④】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
地域学校園内小・中学校教職員の連携	地域学校園ごとに小・中学校の教職員が授業参観及び情報交換などをすることにより連携を深め、義務教育9年間を見通した授業力の向上及び児童生徒理解に取り組みます。

施策の柱5 高い指導力と情熱をもつ教職員の配置と人材育成システムの推進

施策展開の方向性

(3) 様々な教育ニーズに応える人的配置の推進

〔施策の展開にあたって〕

学習指導や児童生徒指導、特別支援教育や教育相談等、多様な教育的ニーズに適切に対応するため、人的配置を効果的に行い、指導の充実を図ります。

〔各施策・事業の展開〕

【5-(3)-①】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
指導助手等の配置	学習面や生活面などで、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導の充実を図るため、目的に応じた指導助手を適切に配置し、個に応じた指導体制の充実と児童生徒の学力向上及び適応支援の充実を目指します。

【5-(3)-②】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
重点 学校図書館司書・ 学校栄養士等の 配置	学校図書館司書や学校栄養士、児童生徒やその保護者などの相談にあたる相談員、問題行動対策にかかわる指導員などを配置し、学習指導・児童生徒指導などの一層の充実を図ります。 また、地域学校園司書などの配置により、事務の効率化や地域学校園ごとの取組を充実します。

施策の柱6

地域と共にを行う学校づくりの推進

【目標とする姿】

- (1) 学校運営や教育内容に関する本市独自の重点や具体策に基づき、各学校が充実した教育を展開することにより、教育水準が向上しています。
- (2) 学校は、教育目標の実現に向け、家庭・地域と目標を共有しながら創意ある教育活動や主体的な学校運営を推進することにより、保護者や地域の方々から信頼されています。
- (3) 学校と家庭・地域等との連携を図るための組織が十分に機能し、教育の充実や家庭・地域の教育力向上の取組が推進され、学校・家庭・地域などが相互に理解し支え合っています。

【柱の主な指標】

指 標 名	現 状 (平22)	目 標 (平28)
「学校は、家庭、地域、企業等と連携・協力して、教育活動や学校運営の充実を図っている」と回答した保護者・地域住民の割合	86.7%	95%

施策の柱6 地域と共にを行う学校づくりの推進

施策展開の方向性

(1) 全市的な学校運営・教育内容の充実

【施策の展開】あたって

教育水準の一層の向上を目指して、全市的に展開する教育施策、学校教育の重点、学校運営の在り方などの具体的な方策を示すとともに、取組を評価しながら、学校運営・教育内容の充実が図れるよう支援します。

【各施策・事業の展開】

【6-(1)-①】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
重点 教育水準の一層の 向上	「宇都宮市学校教育スタンダード」を改定するとともに到達目標を設定し、本計画の基本目標を踏まえた教育内容と学校運営についての重点や具体策、その実施に必要となる全市的な教育施策などを示し、学校教育の向上を図ります。 また、「うつのみや学校マネジメントシステム」を着実に実施することにより、P D C Aサイクルを踏まえた学校運営及び教育活動の評価・改善を図ります。

【6-(1)-②】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
学校運営・教育 活動の改善・充実 に向けた支援	管理主事や各地域学校園担当指導主事、学校いきいき専門員等が各学校を訪問し、学校運営・教育内容全般の改善・充実のための指導助言及び支援を行います。学校においては、学校事務や人事管理及び教育目標や教育方針の明確化、教育課程の適正な実施、分かる授業の展開などを図ります。

施策の柱6 地域と共にを行う学校づくりの推進

施策展開の方向性

(2) 自主・自律した学校運営の推進

【施策の展開にあたって】

各学校が教育目標の実現に向けて創意ある学校運営を行えるよう、学校長の権限の拡大を図ります。

また、保護者や地域等から信頼される学校となるため、児童生徒や地域の実情に応じた特色ある取組を展開するとともに、自己評価・学校関係者評価を行い、結果を積極的に公開しながら学校経営の改善を図ります。

さらに、小・中学校教職員の連携を推進し、地域学校園の教育活動をより一層充実させます。

【各施策・事業の展開】

【6-(2)-①】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
各学校における特色ある学校づくりの推進	<p>学校の自主・自律の確立と特色づくりを推進するため、学校管理規則の見直しを行いながら、教育課程、学級編制、予算などの学校裁量権の拡大を進めます。</p> <p>また、「うつのみや学校マネジメントシステム」に基づく、特色ある教育活動等の評価・改善を図ります。</p>

【6-(2)-②】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
重点 地域学校園を生かした学校運営の推進	<p>地域学校園ごとに方針や具体策を検討する運営会議の開催や小中一貫教育推進主任等による各校の教育活動の調整などにより、教職員が連携を深めるとともに、地域学校園ごとの配当予算や交付金を活用した小・中学生の交流などを推進し、地域学校園の特色ある教育活動を推進します。</p> <p>また、学校備品や校務情報の共有化などの学校事務職員等の連携により、校務の効率化を図ります。</p>

施策の柱6 地域と共にに行う学校づくりの推進

施策展開の方向性

(3) 地域・家庭とのつながりを深める学校づくりの推進

〔施策の展開にあたって〕

学校を核として地域・家庭等がつながりを深めながら学校教育の充実のための取組を進めるとともに、相互に理解し支え合いながらそれぞれの教育力の向上を図るため、地域人材・ボランティア・市内の大学・企業等の協力を得られる体制づくりを促進します。

また、家庭の教育力の向上を図るために、日常生活の中での目指す児童生徒の姿を明確にし、その共有化を図ります。

〔各施策・事業の展開〕

【6-(3)-①】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
重点 「地域はみんなの学校」の推進	<p>地域に開かれ、信頼される学校づくりを進め、学校と地域の相互支援体制の確立を図るため、学校・PTA・地域諸団体等によって構成される各小・中学校の「魅力ある学校づくり地域協議会」により構成される「地域学校園協議会」を開催します。この協議会を中心に、小・中学校、家庭、PTA、地域諸団体、企業、大学、関係諸機関等が連携・協力しながら、「街の先生」や学校支援ボランティア、「学校応援制度」を活用し、土曜授業などにおいて学校と地域が一体となった教育活動を推進します。</p> <p>また、放課後の安全・安心な児童の居場所をつくるための「宮っ子ステーション事業」などを、学校施設の活用等により展開します。</p>

【6-(3)-②】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
家庭との連携の強化	<p>児童生徒のよりよい成長を目指し、家庭との連携を深められるよう「スタンダードダイアリー」を活用するとともに、保護者が学校での児童生徒の様子を参観したり、学校の教育活動に参加したりする機会を増やすなどして、保護者との信頼関係の構築や連携の強化に努めます。</p> <p>また、児童生徒に家庭での役割をもたせることの大切さ等子育てに関する助言や学校教育の情報を掲載した「家庭の教育手帳」を活用するなど、家庭の教育力向上のための活動を展開します。</p>

施策の柱7

充実した学校教育実現のための支援

【目標とする姿】

- (1) 児童生徒をはじめ、学校施設の利用者が安全・快適に過ごすことができる学校施設・設備などの教育環境が整備されています。
- (2) 各学校における授業研究を支援するとともに、本市の実情に応じた新たな学校教育の実現・充実に取り組み、全市的な教育水準の向上が図られています。

【柱の主な指標】

指 標 名	現 状 (平22)	目 標 (平28)
学校の校舎及び体育館の耐震化率	68.8%	100%

施策の柱7 充実した学校教育実現のための支援

施策展開の方向性

(1) 安全で快適な教育環境の充実

〔施策の展開にあたって〕

児童生徒が安全・快適に学習や生活ができるよう、学校施設及び情報通信機器の整備と充実を図り、よりよい教育環境の実現を図ります。
また、健康的な学習環境の確保に努めます。

〔各施策・事業の展開〕

【7-(1)-①】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
重点 安全な学校施設の整備と充実	<p>児童生徒の良好な教育環境を確保するため、東日本大震災の影響により学校施設の防災施設としての役割が重要となっていることから、校舎・体育館の耐震化の一層の推進や備蓄物資の配備、停電時における電力の確保に繋がる太陽光発電の設置など、避難所としての防災機能の充実を図るための検討を進めます。</p> <p>また、安全性の確保と機能性の向上を図る大規模改造については、適宜事業を実施するとともに、不審者対応を含めた校内電話などの緊急連絡手段の整備に努めます。</p>

【7-(1)-②】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
登下校の安全のための体制整備	児童生徒が、安全に登下校できるよう、学校と家庭・地域が連携を図り、各小学校の「スクールガード・チーフ」を中心に、地域が一体となって、長期的に持続可能な登下校体制の整備に努めます。

【7-(1)-③】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
快適な教室・設備の整備と充実	<p>児童生徒が、健康で快適に学習に取り組めるよう、「リフレッシュスクール事業」におけるトイレ整備や特別教室・給食室等のエアコン設置などの効果的・効率的な環境整備に係る事業のあり方について、施設の状況を十分に把握しながら検討を進めます。</p> <p>また、シックススクール対策により、児童生徒の健康に配慮した環境づくりに努めます。</p>

【7-(1)-④】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
重点 ICT環境の整備と充実	児童生徒が、安全・快適に情報を活用し、学習を充実することができるよう「(仮称)学校ICT化推進基本計画」を策定し、教室等へのパソコンやデジタル機器・教材等の充実を図るとともに、教職員による教育情報を有効かつ効果的に活用できるICT環境の整備を図ります。

【7-(1)-⑤】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
事務の標準化・効率化の推進	教職員が、事務負担の軽減や情報の共有化を図れるよう、ハード・ソフト両面から教育環境の充実を図るとともに、コンピュータシステムを活用した学校事務の効率化、事務処理の標準化を図ります。

施策の柱7 充実した学校教育実現のための支援

施策展開の方向性

(2) 新たな学校教育に向けた積極的な取組の推進

【施策の展開にあたって】

全市的な教育水準の向上のため、各学校が自校及び地域の課題に応じた研究に取り組めるよう支援します。

また、社会の変化やニーズに対応した教育の在り方に関する研究や、本市の実態に応じた独自の教育のための研究を推進します。

【各施策・事業の展開】

【7-(2)-①】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
研究学校の指定と成果の活用	<p>本市の学校教育の充実に必要なテーマについて研究できるよう地域学園ごとに研究学校を指定し、その成果を活用して本市全体の教育力向上を図ります。</p> <p>また、本市の教育内容等の改善・充実を図るため、今日的・緊急的な教育課題等について教職員・指導主事による研究部会を組織し、課題解決のための具体策の検討、モデルプランや実践事例集の作成などを行い、その成果を各学校に周知します。</p>

【7-(2)-②】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
人材育成に関する調査・研究	<p>地域と共にを行う学校づくりを目指すための人材育成・活用のあり方や各教員の適性等に応じた多様な人事配置・研修等を検討するなど、時代の変化を的確にとらえながら、人材育成システムを充実させるための調査・研究を進めます。</p>

【7-(2)-③】

施策・事業名	施策・事業の目的と内容
教育内容に関する調査・研究	<p>本市独自の教育内容・システムの円滑化を図るため、小中一貫教育カリキュラムの改善、デジタル機器やデジタル教材等の効果的活用などについての調査・研究を進めます。</p>

第5章 計画の推進にあたって

1 児童生徒、保護者、地域、企業の皆様へ

本計画では、学校や行政が取り組むべきことや教職員が心がけるべきことを中心に述べてきました。本計画を着実に推進し、目標を達成するためには、児童生徒の皆さんへの努力と、保護者・地域・企業の皆様それぞれの主体的な取組が不可欠です。

[児童生徒は]

- 真剣に学習し、自分のよいところを伸ばしたり、難しいことにもあきらめずに挑戦したりしましょう。
- 思いやりをもち、相手の立場に立って考え、集団の中でルールやマナーを守って生活しましょう。
- 進んで運動して体力を身に付けるとともに、健康や安全に心がけた生活をしましょう。
- 家庭・地域・学校のために、自分ができることを考え、進んで実践しましょう。

[保護者は]

- 子どもにとって何よりも大切なのは、家庭であることを自覚し、子どもに精一杯の愛情を注ぎましょう。
- 子どもに「あいさつ」「食事の習慣」「適切な睡眠」等の生活習慣を身に付けさせることなど、家庭の責任をきちんと果たしましょう。
- P T A活動、学校行事、地域行事などを通して、先生や地域の方々と共に、子どもたちを健全に育てましょう。
- 学校教育を充実するための支援活動に、可能な範囲の中で積極的に参加し、日々教育にあたっている先生たちを応援しましょう。

[地域は]

- 支え合う地域社会づくりを目指して、学校や家庭と共に、地域の子どもを育みましょう。
- 学校教育を充実するための支援活動に、ボランティア等として積極的に参加しましょう。
- 子どもたちに声をかけたり、地域を巡回したりするなど、子どもの健全育成を図るとともに、地域の安全を守りましょう。
- 地域でできることは主体的に取り組み、地域の活性化を図りましょう。

[企業は]

- 従業員が、学校や地域の行事などに参加しやすい職場環境づくりに努めましょう。
- 職場内で親子参加型のイベントを実施するなど、家族ぐるみのコミュニケーションの機会をつくりましょう。
- 企業のもつ専門性を生かした出前講座を実施するなどして、学校を支援しましょう。
- 児童生徒の社会体験や学習の場として、積極的に職場を提供しましょう。

2

計画の実現に向けて

計画の実現にあたっては、PLAN「計画」－DO「実施」－CHECK「評価」－ACTION「見直し」のサイクルで施策・事業を推進することが重要です。

そこで、以下により、進捗状況を管理するなどしながら、計画の実効性を高めていきます。

- ① 平成28年を目途としたいいくつかの『主な指標』を設定し、その実現状況を、施策・事業の進行管理に活用します。
- ② 「重点施策・事業」については、本市独自の取組であることから実態を適切に把握し、計画的に実施します。
- ③ 国、県の動向とのかかわりの深い施策・事業の実現のために、積極的に本市の考え方を要望していきます。

また、本計画の推進にあたっては、指標等を活用して成果と課題を検証し進行管理するとともに、学識経験者や保護者代表を含む様々な立場の方から広く意見を聴く懇談会を毎年度設け、計画の見直しの方向性などを適宜検討します。

資料編

1 本市の小・中学校の現状

- (1) 児童生徒数・教職員数の推移等
- (2) 小・中学生の学校教育に関する意識
- (3) 保護者・地域住民の学校教育に関する意識
- (4) 各施策の柱に関する状況

2 改定の経過

- (1) 学校教育推進懇談会の経過
- (2) 学校教育推進懇談会委員

1

本市の小・中学校の現状

(1) 児童生徒数・教職員数の推移

※ 調査各年5月現在

※ 平成19年3月31日1市2町合併

[児童生徒数、学校・学級数等の推移]

表1 宇都宮市立小・中学校の児童生徒数 (人)

年 度	10年前	5年前	現在
	H13	H18	H23
小学校児童数	25,063	25,026	28,206
中学校生徒数	13,219	11,751	12,865
児童生徒数	38,282	36,777	41,072

表2 宇都宮市立小・中学校数及び学級数

年 度		H13	H18	H23
小学校	学校数	59校	59校	68校
	学級数	848学級	863学級	1009学級
中学校	学校数	21校	21校	25校
	学級数	381学級	390学級	439学級

表3 1校・1学級あたりの児童生徒数 (人)

年 度		H13	H18	H23
小学校	学校あたり	424.0	424.2	414.8
	学級あたり	29.6	28.0	28.0
中学校	学校あたり	629.5	559.6	514.6
	学級あたり	34.7	30.1	29.3

[教員数の推移] ※各年度の教員数は、各年度の教員数を示す。各年度の教員数は、各年度の教員数を示す。

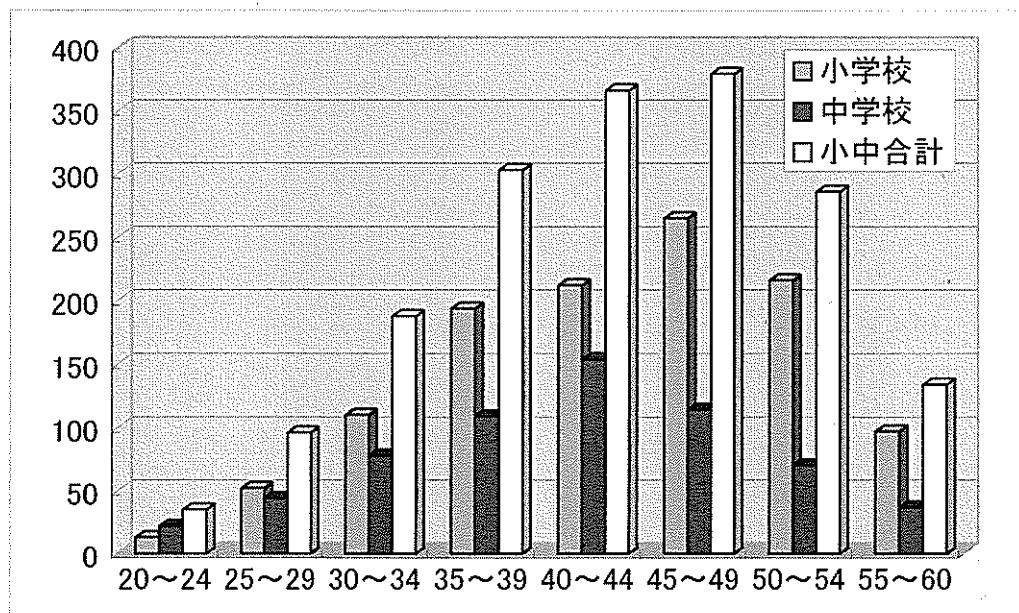
表4 教員及び非常勤講師等数の推移 (人)

年 度	S 5 4	S 5 9	H元	H 7	H 1 3	H 1 8	H 2 3
教員数 (小)	1,319	1,429	1,403	1,306	1,184	1,219	1,510
教員数 (中)	645	819	873	798	678	711	854
教員数合計	1,964	2,248	2,276	2,104	1,862	1,930	2,364
県非常勤教育職員数	—	—	—	—	36	70	80
市指導助手数	—	—	—	—	91	113	174
非常勤講師等合計	—	—	—	—	127	183	254
合 計	1,964	2,248	2,276	2,104	1,989	2,113	2,618

表5 教員及び非常勤講師等1人あたりの児童生徒数の推移 (人)

年 度	H 1 3	H 1 8	H 2 3
児童生徒数	19.2	17.4	15.9
(参考) 市指導助手 手を除いた場合	20.2	18.4	16.8

図1 教職員の年齢別分布 (平成23年5月現在)



(2) 小・中学生の学校教育に関する意識について

※ 平成22年度学習と生活についてのアンケート

調査12月実施 (回答児童生徒40,009人) より

表6 児童生徒の学習に関する意識等 肯定的回答率 (%)

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
勉強が好きである	88.7	87.0	84.7	81.2	75.9	72.3	48.2	36.7	37.2
学校の授業がわかる	—	—	93.9	94.2	94.7	95.8	85.1	79.7	77.1
授業を集中して受けている	—	—	90.7	90.4	89.3	90.2	84.3	80.3	85.5
学習していて、面白い、楽しいと思うことがある	86.1	90.3	91.7	92.6	92.2	91.6	84.1	78.4	79.9
学習に自分から進んで取り組んでいる	85.0	74.2	81.7	81.3	80.9	81.0	66.5	58.2	68.6
授業で習ったことを、分かりやすくノートなどにまとめている	84.8	77.4	82.4	82.9	82.5	81.4	75.7	68.7	69.9
宿題を期限までに提出している	96.1	94.8	90.6	89.3	88.3	87.0	79.1	70.9	75.7
将来の進路や職業についての希望をもって学習している	—	—	83.2	82.2	78.7	78.8	68.6	65.8	74.7
社会の出来事に关心があり、新聞やテレビから情報を得ている	—	—	73.5	78.2	80.1	81.5	77.4	78.0	79.6
いろいろな種類の本を読むことは楽しい	93.0	91.3	86.4	87.0	84.9	80.8	81.4	78.8	79.1
平日の学習時間（塾等を含む）	47分	46分	49分	53分	63分	71分	73分	68分	133分
休日の学習時間（塾等を含む）	34分	34分	38分	43分	51分	61分	74分	65分	151分
平日の読書時間（漫画等除く）	36分	33分	30分	32分	31分	30分	32分	32分	30分
休日の読書時間（漫画等除く）	34分	32分	32分	34分	34分	33分	33分	31分	29分

表7 児童生徒の生活に関する意識等

肯定的回答率(%)

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
家の人にあいさつしている	91.5	92.7	93.1	94.4	95.2	93.4	90.7	88.6	87.4
学校で、先生や友だちにあいさつしている	88.2	88.4	89.8	92.1	92.0	92.9	94.6	92.9	93.7
地域で、知っている人などにあいさつしている	84.4	84.7	86.4	89.7	90.0	89.0	84.7	80.6	80.4
学校のきまりやマナーを守っている	90.6	87.2	90.1	90.2	89.2	88.5	91.1	88.2	90.7
社会のルールや公共のマナーを守っている	—	—	91.7	93.5	93.7	94.2	94.5	93.6	95.3
時と場に応じた言葉づかいに気を付けている	85.5	80.1	83.0	82.1	78.8	79.5	91.8	92.6	94.1
友達の気持ちや人権を考えて行動している	—	—	84.8	86.5	85.7	86.1	87.4	86.1	89.2
学校での役割や係りの仕事に責任をもって取り組んでいる	—	—	90.2	92.1	89.9	89.2	87.5	84.2	86.2
携帯電話を使うときのルールを家の人と決めている	81.1	76.4	72.5	78.9	77.7	78.7	71.5	61.0	55.2
休み時間や放課後、休日などに、自分から進んで運動している	78.8	72.5	78.5	81.1	76.2	73.4	61.9	57.6	48.3
毎日、朝食を食べている	94.8	94.2	95.1	96.2	96.6	95.8	95.2	93.6	93.3
おはしを正しく使って食事をしている	84.9	78.7	84.8	85.3	84.7	86.1	84.7	83.4	84.3
交通事故にあわないよう、交通ルールを守っている	97.3	96.5	94.9	95.4	94.9	93.5	91.2	89.2	88.1
平日に寝る時間	21:00	21:12	21:19	21:31	21:48	22:10	22:44	23:06	23:54
平日に起きる時間	6:13	6:23	6:22	6:26	6:29	6:33	6:23	6:32	6:47

(3) 保護者・地域住民の学校教育に関する意識について

※ 平成22年度うつのみや学校マネジメントシステム全体アンケート

調査10~12月実施(回答 保護者31,412人 地域住民1,899人)より

表8 保護者・地域住民の学校教育に関する意識等

肯定的回答率(%)

	保護者	地域住民
学校全体に活気があり、明るくいきいきとした雰囲気である	89.8	93.3
教職員は協力し、教えるべきことをしっかりと熱心に指導している	83.5	82.5
教職員は、あいさつや応対が丁寧で誠実である	89.2	91.4
学校は、学校便りや学校公開などで、積極的に情報を発信・提供している	92.9	92.9
学校と、家庭、地域、企業等が連携・協力して、教育活動や学校運営の充実を図っている	85.4	87.7
学校は、清掃が行き届き、学習しやすく潤いのある環境である	78.4	86.3
児童は、授業と生活のきまりやマナーを守って生活している	81.0	80.6
児童は、あいさつをしている	68.6	82.7
児童は、きちんとした言葉づかいや返事をしている	62.3	76.8
児童は、給食を好き嫌いなく食べている	82.5	—
児童は、休み時間や放課後などに積極的に運動をしている	94.3	91.9
児童は、先生や友達の話をよく聞くなど落ち着いて学習している	75.6	66.0

(4) 各施策の柱に関わる現状

表9 確かな学力と共に未来を切り拓く力の育成 正答率・満足度(%)

指標名	H18	H19	H20	H21	H22
学習内容定着度調査 での中3生徒の正答率	[国語] 80%以上 55.4 50%未満 4.8	53.8	35.4	69.4	57.9
	[数学] 80%以上 66.2 50%未満 13.7	66.5	64.3	66.0	69.3
	[英語] 80%以上 45.7 50%未満 22.0	45.4	46.1	60.5	63.5
社会体験学習に参加 した中2生徒の満足度 (参加後「機会があ ればまたやりたい」 割合)	83.5	82.1	82.7	84.1	85.3

表10 人を思いやり、地域を愛する心の育成 肯定的回答率(%)

指標名	H18	H19	H20	H21	H22
「誰に対しても、思 いやりの心をもって 接している」と回答 した中3生徒の割合	—	75.9	75.1	81.8	83.5

表11 健康を大切にし、元気に生活できる態度の育成 達成率・肯定的回答率(%)

指標名	H18	H19	H20	H21	H22
新体力テストの中3生徒の総合評価	[A段階] 16.4 —	17.4 [E段階] 5.1	19.2 5.7	17.9 5.6	19.5 4.9
「おはしを正しく使って食事をしている」と回答した中3生徒の割合	—	—	—	84.6	84.3

表12 特に配慮が必要な児童生徒への指導の強化 達成率等(%)

指標名	H18	H19	H20	H21	H22
個別の指導計画等を有効活用して、特別支援教育を実践している学校の割合	—	95.7	95.7	97.8	96.8
不登校により年間30日以上欠席した中学校生徒の割合	4.08	4.39	3.71	3.85	3.52
中学校でのいじめの解消率	87.5	95.0	94.9	97.4	97.6
日本語指導を受けている児童生徒の中で、学校生活に必要な初期日本語を習得できた児童生徒の割合	9.1	35.8	69.3	52.3	87.5

表13 高い指導力と情熱をもつ教職員の配置と人材育成システムの推進

肯定的回答率 (%)

指標名	H18	H19	H20	H21	H22
「先生方は、大切なことをしっかりと教え、熱心に指導してくれる」と回答した児童生徒の割合	—	—	91.9	94.1	94.1

表14 地域とともに歩む学校づくりの推進

肯定的回答率 (%)

指標名	H18	H19	H20	H21	H22
「学校は、家庭、地域、企業等と連携・協力して、教育活動や学校運営の充実を図っている」と回答した保護者・地域住民の割合	—	—	83.0	86.1	86.7

表15 充実した学校教育実現のための支援

達成率 (%)

指標名	H18	H19	H20	H21	H22
学校の校舎及び体育館の耐震化率	45.7	48.4	57.2	61.9	68.8

2

改定の経過

(1) 学校教育推進懇談会の経過

第1回	平成23年 7月27日	・本計画前期の推進状況について ・改定の方向性について
第2回	平成23年10月 4日	・「宇都宮市学校教育推進計画」改定(素案) について
第3回	平成24年 2月 3日	・「宇都宮市学校教育推進計画」改定(案)に ついて

(2) 学校教育推進懇談会委員

	所 属・役 職 等	氏 名	備 考
1	宇都宮大学名誉教授	木村 寛	会長
2	作新学院大学女子短期大学部教授	小野口睦子	
3	宇都宮市PTA連合会長	長谷川武士	副会長
4	宇都宮市自治会連合会長	板橋 英忠	
5	宇都宮青年会議所理事長	徳原 龍樹	
6	公募委員	地神 久郎	
7	公募委員	伊藤三千代	
8	宇都宮地区幼稚園連合会会长 (すずめ幼稚園園長)	石嶋 勇	
9	栃木県私立中学高等学校連合会理事 (作新学院高等学校長)	長谷川勝比古	
10	宇都宮市内高等學校長代表 (栃木県立宇都宮南高等学校長)	菊地 透	
11	宇都宮市小学校長代表 (宇都宮市立上河内中央小学校長)	田中 政男	
12	宇都宮市中学校長代表 (宇都宮市立星が丘中学校長)	綱川 浩	

宮っ子の誓い

わたしたちは、北関東の真ん中にふんばる「宇都宮っ子」、ともに輝く未来に向かって進みます。

「宮っ子」は、きまりを守る素直な心持ってます。

「宮っ子」は、よわい人をいたわる心持ってます。

「宮っ子」は、美しいものを愛する心持ってます。

「宮っ子」は、夢を抱いてやりぬく心持ってます。



平成18年1月策定

平成19年3月、平成20年7月改訂

平成24年2月改定

宇都宮市学校教育推進計画

うつのみや“いきいき学校”プラン

(平成23年度改定)

発行：平成24年2月

宇都宮市教育委員会事務局学校教育課

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

TEL 028-632-2729

FAX 028-639-0613

E-mail u4602@city.utsunomiya.tochigi.jp
